



愛媛県消防広域化推進計画（令和3年5月改定）の概要



推進計画改定経緯

- 平成6年 「消防広域化基本計画について（消防庁通知）」で広域化を推進
- 平成9年12月 愛媛県消防広域化基本計画策定
- 平成18年6月 消防組織法の一部を改正する法律「市町村の消防の広域化」を法律で位置付け
- 平成18年7月 市町村の消防の広域化に関する基本指針
- 平成20年9月 愛媛県消防広域化推進計画策定
- 平成25年4月 広域化基本指針一部改正
- 平成29年4月 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針
- 平成30年4月 広域化基本指針一部改正(2回目) **【都道府県の広域化推進計画の改定】**

主な改定点

- ①愛媛県消防広域化推進計画策定後の経緯や今後の取組みの進め方を提示
- ②連携・協力に関する事項を追加
- ③5ブロック案の削除
組み合わせ案

1ブロック	3ブロック	構成市町
全 県	東 予	四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、上島町
	中 予	松山市、伊予市、東温市、砥部町、松前町、久万高原町
	南 予	大洲市、八幡浜市、西予市、宇和島市、内子町、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町

市町の消防の広域化の必要性

- 県下14消防（局）本部の規模
 - ・管轄人口が30万人を超えている消防（局）本部は1局
 - ・消防職員数が200人を超える消防本部は2本部のみ
 - ・管轄人口10万人未満の消防本部が約7割を占め、小規模な消防本部が多い
- 県内人口の動向等
 - ・県内の総人口は昭和60年をピークに減少局面へ
 - ・今後も少子化の進行により将来人口が減少する一方で、高齢者人口は増加
 - ・高齢者の増加に伴う急病による救急出場の機会が当面は増加

消防の広域化

消防力の強化による住民サービスの向上
消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化

追加 消防の連携・協力に関する事項

基本的な考え方

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していく必要がある



地域の実情を踏まえ、事務の一部について連携・協力を促進するとともに、広域化へ向けた機運醸成へとつなげていく

具体例

- (1) 指令の共同運用
- (2) 消防用車両の共同整備
- (3) 境界付近における消防署所の共同設置
- (4) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- (5) 専門的な人材育成の推進
- (6) 応援計画の見直し等による消防力の強化

広域化後の消防の円滑な運営

○広域化後の消防の体制の整備

- ・一元的な部隊運用、出動態勢、事務処理等が行われることが、特に重要
- ・管轄する面積が広大となるので、地域の拠点に総務機能を持つ中核消防署の配置等

○構成市町等の関係

- ・広域化は、事務組合等により行われることから、構成市町との意思疎通等が必要

○消防団との連携の確保

- ・消防団は、地域に密着した消防防災活動を実施（消防の広域化の対象外：一市町に一団）
- ・広域化後の消防本部等と密接な連携確保を図る必要がある

○市町防災担当部局との連携の確保

- ・市町の防災や国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務
- ・広域化後の消防本部と構成市町等の防災担当部局との連携確保を図る必要がある

